

一般社団法人 日本食肉加工協会定款

一般社団法人日本食肉加工協会定款

平成 16・ 3・ 1 制定

平成 16・ 5・ 27 変更

平成 21・ 5・ 28 変更

平成 27・ 5・ 27 変更

平成 29・ 5・ 30 変更

令和 2・ 5・ 27 変更

令和 5・ 5・ 30 変更

令和 8・ 4・ 1 変更

令和 8・ 6・ 1 変更

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本食肉加工協会と称し、英文ではJapan Meat Processors Associationと表示する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、食肉、食肉製品等の試験、検査、研究等を行うとともに、食肉、食肉製品等の品質の改善および向上、安全性の確保並びに製造技術の向上を図り、もって国民の食生活の向上と食肉加工業及び関連業界の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食肉、食肉製品等の日本農林規格に係る認証、格付のための製品検査及びその証明
- (2) 依頼による食肉、食肉製品等の分析及び衛生検査並びにその証明
- (3) 食品衛生法による試験検査及びその証明
- (4) 食肉の加工及び製造の技術開発並びに普及啓発
- (5) 食肉、食肉製品等の衛生、品質、規格、表示及び製造技術の改善、向上に関する調査、研究、指導並びに情報の収集、提供
- (6) 食肉加工業（ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する事業をいう。以下同じ。）を営む者の経営の改善、向上に関する調査、研究及び指導
- (7) 第 1 号から第 6 号に関する各種講習会、研修会、セミナー等の開催
- (8) 食肉製品等の普及啓発及び消費拡大事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会した次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。
- 3 会員になろうとする者又はその者が法人その他の団体である場合はその役員が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は運営関与・資金提供等これらと一定の関係にある者、その他これらに準ずるもの）である場合は、当法人の会員になることはできない。

(加入金)

第7条 会員は、入会の際に社員総会で別に定める加入金を納入しなければならない。

- 2 加入金は、退会する場合においてもこれを返還しない。

(会費)

第8条 会員は、毎年度社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、退会する場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人は、会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合には、当法人は、その社員総会の開催の日の10日前までに当該会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 定款又は社員総会の決議を無視する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、除名の決議のあったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。
(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第5条各号に定める会員たる資格を喪失したとき。

(2) 破産の宣告を受けたとき。

(3) 死亡又は解散したとき。

(4) 会費を引続き2年以上納入しないとき。

(5) 総社員が同意したとき。

(6) 第6条第3項に該当することが判明したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に当法人に届け出なければならない。

(1) 名称及び代表者の氏名、住所又は事業所の所在地を変更したとき。

(2) 事業の全部若しくは一部を休止し又は廃止したとき。

2 会員が団体である場合には、その団体を代理する者(「指定代理者」)を1名定め、当法人に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(総会の決議事項)

第14条 社員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書に関する議案の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 基金、加入金及び会費並びにその徴収方法の決定又は変更の承認

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、社員総会の日々の1週間前までに各社員に対して社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面を発するものとする(書面に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。)。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるときは、社員総会の日々の2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。理事長は、本項に基づく請求があったときは、遅滞なく社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 長期借入金
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

る。

(書面による議決権行使及び議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、書面又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の書面による議決権の行使をする場合は、当該社員は、議決権を行使する書面に必要な事項を記載し、社員総会の日の前日までに同書面を当法人に提出しなければならない。

3 第1項の代理人による議決権行使をする場合は、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を社員総会の日の前日までに当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び社員総会において選定された議事録署名人2人が記名押印する。議事録又はその電磁的記録を社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上22名以内

(2) 監事 3名以上5名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を副理事長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。ただし、検査等に関わる事業者の理事を理事長及び専務理事に選定することはできない。

- 4 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理又は代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐する。
- 6 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事の員数が第23条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合には、当法人は、社員総会の開催の日の1週間前までに、その理事又は監事に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対し、社員総会において別に定める総額の範囲内で、理事長が別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定に基づき、同法第111条第1項の理事又は監事による損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（代表理事、業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の同意によって限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第31条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 顧問は、当法人運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

5 顧問は、その職務を行うために要する費用の支払を当法人に請求することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成等)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 顧問の選任及び解任

(5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(6) 諸規程の制定、変更及び廃止

(7) 基金の増加、募集、割当て、払込み等の決定

(8) その他法令及びこの定款で定める事項

(招集等)

第34条 理事会は、理事長が招集し、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選任する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(第25条第6項の報告を除く)を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する(電磁的記録の場合は電子署名をする。)。議事録又は電磁的記録を理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第41条 基金拠出の申込みをする者は、拠出者の氏名又は名称、住所、拠出金額等を、理事会の定めに従い、記載、署名し、理事会の承認を受けるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。ただし、第44条第2

項の場合には返還を受けることができる。

(基金の割当て)

第43条 理事会は、当該者が拠出すべき基金の額を減額、又はないものとするすることができる。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、当法人の清算手続に従って行う。

2 前項にかかわらず、定時社員総会の決議に基づいて基金の返還を行なうことができる。

(代替基金の積立て)

第45条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 加入金及び会費並びに経費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第47条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費の支出の方法等)

第49条 当法人の経費は、資産の額を超えて支出してはならない。

- 2 第4条第1号に掲げる事業に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。また、同条第5号から第8号に掲げる事業などの非収益事業と同条第1号から第4号に掲げる事業などの収益事業は、区分して経理しなければならない。

(借入金)

第50条 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類について定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(監査等)

第53条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、定時社員総会開催の日の5週間前までに書類を、3週間前までに附属明細書を監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときはこれを監査し、4週間以内に監査報告書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、定時社員総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かななければならない。

(剰余金の不分配)

第54条 当法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員の任免に当たっては、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(書類及び帳簿の備え付け)

第60条 当法人は、事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 基金総額及び拠出者名
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(個人情報保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第12章 公 告

(公告の方法)

第62条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第64条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、いずれも就任後1年内の最終事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(設立時の社員の名称および住所)

第65条 設立時の社員の名称及び住所は次の通りとする。

東京都渋谷区恵比寿一丁目5番6号

社員 社団法人日本食肉加工協会

兵庫県神戸市灘区備後町三丁目2番1号

社員 伊藤ハム株式会社

埼玉県熊谷市大字万吉2685番地1

社員 株式会社中西ハム

長野県上田市大字下塩尻950番地

社員 信州ハム株式会社

東京都品川区東品川三丁目 2 番 16 号

社員 大和食品工業株式会社

広島県広島市西区草津港二丁目 6 番 75 号

社員 福留ハム株式会社

(法令の準拠)

第 6 6 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

- ・この定款は、公証人の認証を受けた日(平成 16 年 3 月 1 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 16 年 5 月 27 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 21 年 5 月 28 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 27 年 5 月 27 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、平成 29 年 5 月 30 日から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(令和 2 年 5 月 27 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(令和 5 年 5 月 30 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から効力を有する。
- ・この定款の変更は、令和 8 年 6 月 1 日から効力を有する。